

政策担当秘書試験合格者数及び選考採用審査認定者数

資格試験 合格者	選考採用審査認定者					合計
	国家試験 合格者	博士号 取得者	著書等 認定者	研修修了者		
平成5年度	63名	23名	4名	101名	384名	512名
平成6年度	33名	3名	1名	35名	98名	137名
平成7年度	42名	7名	1名	42名	84名	134名
平成8年度	38名	7名	2名	34名	40名	83名
平成9年度	39名	2名	1名	13名	45名	61名
平成10年度	24名	6名	2名	22名	43名	73名
平成11年度	22名	5名	0名	21名	64名	90名
平成12年度	12名	7名	1名	31名	66名	105名
平成13年度	24名	1名	3名	21名	36名	61名
平成14年度	24名	4名	1名	18名	54名	77名
平成15年度	19名	19名	3名	30名	28名	80名
平成16年度	22名	2名	2名	17名	51名	72名
平成17年度	26名	10名	4名	37名	65名	116名
平成18年度	27名	6名	6名	19名	35名	66名
平成19年度	29名	4名	1名	17名	30名	52名
平成20年度	24名	2名	1名	13名	33名	49名
平成21年度	22名	68名	9名	41名	58名	176名
平成22年度	23名	11名	2名	21名	25名	59名
平成23年度	22名	38名	9名	32名	29名	108名
平成24年度	26名	15名	10名	41名	30名	96名
平成25年度	19名	12名	4名	13名	42名	71名
平成26年度	18名	9名	3名	21名	37名	70名
平成27年度	17名	5名	1名	15名	50名	71名
平成28年度	20名	4名	2名	10名	24名	40名
平成29年度	15名	14名	3名	16名	21名	54名
合計	650名	284名	76名	681名	1472名	2513名

平成29年5月8日  
庶務部議員課

議員各位

## 平成29年度 政策担当秘書選考採用審査認定に関するお知らせ

政策担当秘書は、国會議員政策担当秘書資格試験の合格者または政策担当秘書選考採用審査認定を受けた者の中から採用する必要があります。

本紙では、このうち、平成29年度の政策担当秘書選考採用審査認定の実施（後述の①～③）についてご案内いたします。

なお、一定の公設秘書経験を有する方が受講できる「政策担当秘書研修」（後述の④）については、同封の別紙にてご案内しておりますので、併せてご覧ください。

### 【選考採用審査認定とは】

この制度は、各議員が政策担当秘書として採用したい者1名を選考採用審査認定委員会に申請し、その審査を経て、政策担当秘書として採用するにふさわしいとの認定を受けるものです。

審査対象となる者の要件は以下のとおり（国會議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第19条第1号～第4号該当者）で、いずれも採用開始日（①～③は7月21日）現在において65歳未満の方が対象となります。

- ① 司法試験、公認会計士試験、国家公務員I種試験若しくは外務公務員I種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験に合格していること（第1号）
- ② 博士の学位を授与されていること（第2号）
- ③ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して10年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること（第3号）
- ④ 公設の議員秘書等として一定の在職期間を有し、かつ、各議院の事務局が実施する政策担当秘書研修を受講し、その修了証書の交付を受けていること（第4号）

これらの要件は申請日現在で具備している（著書等は既に出版されて広く一般に流通している）ことが必要です。

また、以下の者は選考採用審査認定を受けることはできません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮（こ）以上の刑に処せられその執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

不正の手段により認定を受けたことが発覚したときは、認定が取り消されます。

## 1. 選考採用審査認定委員会への申請

審査対象者の要件を確認した上で申請に必要な書類をお渡ししますので、庶務部議員課 政策担当秘書係（内線68106）までお越しください。

### 〔申請書類〕

- ① 政策担当秘書選考採用審査認定申請書（別記様式第1による。）
- ② 上記に掲げる要件を証明するもの（別記様式第2による。）  
(合格証書や学位記等の写しを添付する場合は、申請書類提出の際に照合するので、窓口に原本を提示すること。)
- ③ 履歴書（所定の用紙による。）
- ④ 住民票（3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号の記載がないもの。）

申請受付期間… 5月8日（月）～6月9日（金）17:00

期間外の申請はいかなる理由があっても受付できません。

## 2. 審査方法

書類審査及び口述審査を行います。

（口述審査の時間・場所等は書類審査終了後に通知します。）

7月12日（水） 又は 7月13日（木） … 口述審査（審査認定委員会が指定する日）

## 3. 審査結果の通知

申請議員及び審査対象者宛に通知します。

7月21日（金）…… 審査結果の通知、採用の開始

## 4. 採用

選考採用審査により認定を受けた者は、選考採用審査認定委員会から認定証書を交付されるとともに、国会議員政策担当秘書選考採用審査認定者登録簿に登録され、その中から議員が採用します。採用は、3. の審査結果通知の日から行うことができます。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

※ 資格試験の合格者から採用を検討される場合は、履歴書等の資料がございますので、議員課までお問い合わせください。

なお、平成29年度資格試験については現在受験案内を配布中です（申込締切は5月16日（火）です〔消印有効〕）。9月11日（月）の合格発表後、合格者登録簿の写しを議員会館の各議員事務室へ配付いたします。

ご不明の点は庶務部議員課（第一議員会館地下1階、内線68106）までお問い合わせください。

議員各位

平成29年11月17日  
庶務部議員課

## 平成29年度政策担当秘書選考採用審査認定に関するお知らせ

政策担当秘書は、政策担当秘書資格試験の合格者又は政策担当秘書選考採用審査認定を受けた者の中から採用する必要があります。

今回は、このうち平成29年度の政策担当秘書選考採用審査認定（臨時）の実施についてご案内いたします。

### 【選考採用審査認定とは】

この制度は、各議員が政策担当秘書として採用したい者1名を選考採用審査認定委員会に申請し、その審査を経て、政策担当秘書として採用するにふさわしいとの認定を受けるものです。

審査対象となる者の要件は下記のとおり（国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第19条第1号～第3号該当者）で、いずれも採用開始日（12月21日又は1月19日）現在において65歳未満の方が対象となります。

- ① 司法試験、公認会計士試験、国家公務員採用I種試験若しくは外務公務員採用I種試験又は選考採用審査認定委員会が定める試験に合格していること（第1号）
- ② 博士の学位を授与されていること（第2号）
- ③ 国若しくは地方公共団体の公務員又は会社、労働組合その他の団体の職員としての在職期間が通算して10年以上であり、かつ、専門分野における業績が顕著であると客観的に認められる著書等があること（第3号）

これらの要件は申請日現在で具備している（著書等は既に出版されて広く一般に流通している）ことが必要です。

また、以下の者は選考採用審査認定を受けることはできません。

- ・日本国籍を有しない者
- ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・禁錮（こ）以上の刑に処せられその執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から2年を経過しない者

不正の手段により認定を受けたことが発覚したときは、認定が取り消されます。

## 1. 選考採用審査認定委員会への申請

審査対象者の要件を確認した上で申請に必要な書類をお渡ししますので、  
庶務部議員課 政策秘書試験係（内線68106）までお越しください。

### 〔申請書類〕

- { ① 政策担当秘書選考採用審査認定申請書（別記様式第1による。）  
② 上記に掲げる要件を証明するもの（別記様式第2による。）  
（合格証書や学位記等の写しを添付する場合は、申請書類提出の際に照合  
するので、窓口に原本を提示すること。）  
③ 履歴書（所定の用紙による。）  
④ 住民票（3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号の記載がないもの）

## 2. 審査方法

書類審査及び口述審査を行います。  
(口述審査の時間・場所等は書類審査終了後に通知します。)

## 3. 申請受付期間等

申請受付期間	口述審査	結果通知・採用開始
①②（司法試験等合格者、博士号取得者）	11月17日（金） ～12月8日（金） 17時まで	12月13日（水）、14日（木） のいずれか審査認定委員会が指定する日
③（著書等を有する者）		1月11日（木）、12日（金） のいずれか審査認定委員会が指定する日

## 4. 採用

選考採用審査により認定を受けた者は、選考採用審査認定委員会から認定証書を交付されるとともに、国會議員政策担当秘書審査認定者登録簿に登録され、その中から議員が採用します。採用は、3. の結果通知・採用開始の日から行うことができます。

～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*～\*

※ 資格試験の合格者から採用を検討される場合は、履歴書等の資料がござ  
いますので、議員課までお問い合わせください。

ご不明の点は庶務部議員課政策秘書試験係（第一議員会館地下1階、内線68106）  
までお問い合わせください。

平成29年度 政策担当秘書資格試験・選考採用審査認定日程

	資格試験		選考採用 (司法試験等合格者、博士号取得者、 著書等を有する者)		選考採用 (議員秘書等)	
4月	14(金) 官報掲載 (試験案内配付開始)					
5月	8(月) 16(火)	応募受付開始 ↓ 締切	8(月)	「お知らせ」 配付 選考採用審査認定受付開始	8(月)	「お知らせ」 配付 研修受講申請受付開始
6月			9(金)	↓ 締切	9(金)	↓ 締切
7月	9(日)	一次試験 (午前多肢選択式・午後論文式)	12(水) 13(木)			
			21(金)	口述審査 認定者発表・名簿登録・採用		
8月	22(火)	一次試験合格者発表			21(月)	政策担当秘書研修 (~ 9/8)
	30(水)	二次試験 (口述式)				
9月	11(月)	最終合格者発表・名簿登録・採用			8(金) 13(水) 15(金) 20(水) 21(木)	修了試験 研修修了者発表・修了証書交付 選考採用審査認定申請受付開始 ↓ 締切 口述審査 認定者発表・名簿登録・採用

平成29年度 政策担当秘書選考採用審査認定(臨時)日程

	選考採用 (司法試験等合格者、博士号取得者)	選考採用 (著書等を有する者)
11月	17(金) " 「お知らせ」及び申請書類等 配付 選考採用審査認定(臨時)受付開始	17(金) " 「お知らせ」及び申請書類等 配付 選考採用審査認定(臨時)受付開始
12月	8(金) 締切 13(水) 14(木) } 口述審査(指定する日) 21(木) 認定者発表・名簿登録・採用	8(金) 締切
1月		11(木) 12(金) } 口述審査(指定する日) 19(金) 認定者発表・名簿登録・採用